

口座振替

# 医療費あと払い

## 月々のご利用料を自動引き落とし

口座振替「医療費あと払い」は  
医療・介護専門の、便利で安心な口座振替サービスです。  
ご指定の預金口座から自動的にお支払いができます。



現金の用意や  
振込手続きなどの  
手間が省けます



お引き落としは  
毎月27日です

※土日祝の場合、翌営業日



金融機関の  
制限はありません

※各銀行・信用金庫・農協など対応

## ご注意事項

- 引き落としの際の通帳印字は、「DF)イリョウヒアト」と記載されます。

※医療機関・薬局名は印字されません。

普通預金(兼お借り入れ明細)				
年月日	概要	お預かり	お支払い	残高
10/01	送金	60,000		60,000
10/27	DF)イリョウヒアト		5,000	55,000
11/27	DF)イリョウヒアト		3,500	51,500

- 利用料は **198円(税込)/月**です。利用がない月は**0円**です。
- 他の医療機関や薬局等でも「医療費あと払い」をご利用されている方は、利用料金はすべて合算されての引き落としとなります。その場合、通帳には合算された金額が1行で印字されます。
- 金融機関での口座確認に少々お時間がかかりますので、初月は引き落としされず、翌月以降に合算引き落としとなる場合がございます。その場合は、郵送にて通知いたします。
- 申込書の記入不備（印鑑相違や口座情報不備）がある場合、お手数ですが再度ご記入ご提出をお願いしております。
- 口座の残高不足などで引き落としが出来ない場合、運営会社の株式会社メディカルファイナステクノロジーズよりお振込依頼のご案内をお送りいたします。

## お問い合わせ先

医療費あと払いお客様窓口

9:00～16:00 ※土・日・祝日・年末年始除く

 **0120-515-851**

※お客様窓口はあと払いのご利用方法についてのお問い合わせ窓口です。  
診察内容についてはご利用の医療機関にお問い合わせください。

運営会社：株式会社メディカルファイナステクノロジーズ



# 「医療費あと払いサービス」会員規約

## 第1章総則

### 第1条(用語の定義)

- 本規約に定めるそれぞれの用語の定義は、以下のとおりとします。
- (1)当社…株式会社メディカルファイナステクノロジーズを指します。
  - (2)口座MCS…当社が運営、提供する、診療報酬、介護報酬、もしくは調剤報酬の一部負担金等の支払いに関するあと払いサービスにのち、当社が後日、(9)に定める会員等に対し、正会員指定の金融機関の口座から口座振替により(17)に定める利用代金を回収するサービスで、利用時に(5)に定める診察券等により(9)に定める会員等の会員資格の有効性を確認するものを「口座振替(医療費あと払いサービス)」：口座MCS(メディカル・クレジット・サービス(Medical Credit Service))といえます。
  - (3)通信料合算MCS…当社が運営、提供する、診療報酬、介護報酬、もしくは調剤報酬の一部負担金等の支払いに関するあと払いサービスのうち、当社が後日、(9)に定める会員等に対し、正会員指定の通信会社の通料と合算して(17)に定める利用代金を回収するサービスで、利用時に(5)に定める診察券等により(9)に定める会員等の会員資格の有効性を確認するものを「通信料合算(医療費あと払いサービス)」：通信料合算MCS(メディカル・クレジット・サービス(Medical Credit Service))といえます。
  - (4)MCS…口座MCSと通信料合算MCSを総称してMCS(メディカル・クレジット・サービス)といえます。
  - (5)診察券等…(10)に定める提携医療機関等の診察券または(11)に定める提携薬局の診察券に相当する当社所定のカードもしくは(11)に定める提携薬局所定のカードその他の個人を識別できるもの総称です。
  - (6)書面会員…MCSの利用を希望する(10)に定める提携医療機関等または(11)に定める提携薬局の診察券等の保有者であって、当社に対して当社所定のMCSへの入会に必要な申込書類等において、本規約を承諾のうえ申し込まれた方で、当社が申し込みを承認し入会した方をいいます。
  - (7)ウェブ会員…MCSの利用を希望する(10)に定める提携医療機関等または(11)に定める提携薬局の診察券等の保有者であって、当社に対して当社所定のウェブサイトより入会に必要な諸手続きを経て、本規約を承諾のうえ申し込まれた方で、当社が申し込みを承認し入会した方をいいます。
  - (8)正会員…書面会員とウェブ会員の総称です。
  - (9)会員等…正会員は入会手続き時または入会完了後に、その家族等をMCSの利用者として登録することが可能です。正会員および正会員がMCSの利用者として登録する家族等を総称して「会員等」といいます。
  - (10)提携医療機関等…当社と契約してMCSを提供する保険医療機関または介護事業者等をいいます。
  - (11)提携薬局…当社と契約してMCSを提供する保険薬局をいいます。
  - (12)診療…会員等が、提携医療機関等で受ける外来、在宅または入院(当社と入院の取扱いに合意した提携医療機関)に限りする。)の診療、検査、処方等の医療サービスまたは介護サービス等をいいます。
  - (13)調剤…会員等が、提携薬局で受ける処方せんに基づく調剤の調製、指導、交付等をいいます。
  - (14)一部負担金等…診療または調剤の際に、会員等が支払うべき診療報酬、介護報酬、もしくは調剤報酬の一部負担金および自費診療にかかる負担金(当社と自費診療の取扱いについて合意した提携医療機関)等に限ります。)をいいます。
  - (15)一部負担金等債権…提携医療機関等または提携薬局が保有する診療報酬、介護報酬、または調剤報酬の一部負担金および自費診療にかかる負担金(当社と自費診療の取扱いについて合意した提携医療機関)等に限りする。)の会員等に対する債権をいいます。
  - (16)サービス利用料…会員等がMCSを利用する際のサービス利用代金をいいます。
  - (17)利用代金…サービス利用料および当社が提携医療機関等または提携薬局より譲り受けた一部負担金等債権の合計金額をいいます。
  - (18)口座振替手数料…口座MCSの決済を行う場合に発生する口座振替手数料をいいます。
  - (19)通信料合算手数料…通信料合算MCSの決済を行う場合に発生する決済手数料をいいます。
  - (20)利用代金債権…会員等がMCSを利用した結果、当社が正会員に対して有することになる利用代金の債権をいいます。
  - (21)電子媒体…磁気ディスク等の電子媒体をいいます。
  - (22)MCS端末…提携医療機関等または提携薬局に設置されたMCS用のオンライン端末その他付随する機器、ソフトウェアをいいます。
  - (23)センターサーバ…MCSを提供するために、当社が当社所定の場所に設置し、管理する電子計算機をいいます。

### 第2条(契約の成立)

会員等と当社の契約は、当社が書面またはインターネットを経由して入会を承認したときに成立します。

### 第3条(入会申し込み)

1. MCS入会の前提条件は、以下のとおりです。
  - (1)会員等が提携医療機関等または提携薬局の診察券等を保有し、当該提携医療機関等または当該提携薬局の承認を得たこと。
  - (2)会員等が口座振替可能な金融機関の口座を保有、または通信料合算に必要な通信会社との通信契約を締結・継続していること。
  - (3)会員等が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)でないこと。
2. 入会の申し込みには、以下の手続の方法があります。
  - (1)当社所定の書面郵送での申し込み方法  
MCSへの入会希望者は、当社所定の入会に必要な申込書類等に必要事項を記入のうえ、当社に郵送します。
  - (2)当社所定のウェブサイト経由での申し込み方法  
MCSおよび通信料合算MCSについて、当社ウェブサイト上で提示される諸手続きを完了することで入会の申し込みができる場合があります。本申込方法を利用できる通信会社については、時宜当社ウェブサイトに掲載します。
  - (3)その他当社定める方法  
その他、当社が別途定める方法により、入会を申し込みむことができます。

### 第4条(会員資格の有効期限)

会員等が、前条第1項の条件を満たしている間は、MCSの会員資格は有効です。

### 第5条(届出事項の変更)

1. 会員等は、当社に届け出た会員等の氏名、性別、生年月日、住所、連絡先(メールアドレスを含む)、診療番号、金融機関口座情報、通信会社との契約内容について何らかの変更があった場合には、当社所定の方法により、遅滞なく当社に届け出なければなりません。届出事項に不備がある場合、正当にMCSを利用できない場合があります。
2. 前項の届出がないため、当社からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合といえども、通常到達すべき時点で到着したものとみなします。
3. 会員等が、本条第1項の届出を怠ったために生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

### 第6条(業務委託等)

会員等は、当社が第三者への業務委託または業務提携により、第三者に代金決済事務その他の事務等を行わせることがあることを予め承諾するものとします。

## 第2章 MCSの利用

### 第7条(MCSの仕組み)

診療または調剤を受けたときに発生する、会員等が支払うべき一部負担金等の支払いを後日、金融機関の口座振替等を利用して決済することができます。この際、通常は診療が終われば、一部負担金等の支払いのために待つことなく、帰ることができます。MCSの利用にあたっては、診療または調剤の前後に提携医療機関等または提携薬局の受付窓口にてMCSの利用を告知、当該提携医療機関等または提携薬局の診察券等を提出します。

#### (1)MCSの対象範囲

- ①提携医療機関等では、当該提携医療機関等が発生する外来、在宅、および入院(当社と入院の取扱いに合意した提携医療機関)等に限り、(12)の保険診療や介護サービスによる一部負担金および自費診療にかかる負担金(当社と自費診療の取扱いについて合意した提携医療機関)に限りします。②提携薬局では、当該提携薬局で発生する処方せんに基づく調剤の一部負担金をMCSの対象とします。提携薬局の薬剤師等が会員等の居宅を訪問し服薬指導の際の調剤報酬の対象にのみ含まれます。それ以外は原則として、対象になります。
- (2)支払い金額の確認  
会員等は、診療または調剤の翌日以降、または提携医療機関等が指定する日以降、当社が別途定める方法により、金額の確認をすることができます。
- (3)領収書、支払明細書等  
会員等は、提携医療機関等または提携薬局の領収書、支払明細書等を希望する場合は、後日、当社が別途定める方法により、診療または調剤を受けた提携医療機関等または提携薬局より受領することができます。ただし、会員等は、診療または調剤日から15ヶ月を経過した場合、当該領収書、支払明細書等の受領はできないことを予め承諾します。

### 第8条(MCSの利用手順)

1. MCSを提携医療機関等または提携薬局で利用する場合の標準的な利用手順は、以下のとおりです。
  - (1)提携医療機関等では、MCSの利用を希望する提携医療機関等の本サービス受付窓口当該提携医療機関等の診察券等を提出したうえで、MCSの利用を告知、当該提携医療機関等の指示に従い、診療を受けます。診療の終了後、当該提携医療機関等の会計窓口で処方箋等を受け取り、MCSの利用手順が完了します。
  - (2)提携薬局では、MCSの利用を希望する提携薬局の本サービス受付窓口当該提携薬局の診察券等および処方せんを提出したうえで、MCSの利用を告知します。当該提携薬局の指示に従い、調剤を受け、当該提携薬局の会計窓口で薬剤等を受け取り、MCSの利用手順が完了します。
  - (3)利用受付時の登録状態の確認  
会員等より提出された診察券等により、当該提携医療機関等または当該提携薬局の受付担当者がMCS端末にて、登録状態、金融機関口座あるいは通信契約の有効性等の確認を行います。登録状態、金融機関口座あるいは通信契約の有効性が確認できた時点で、MCSの利用受付が完了します。会員等であっても、登録状態、金融機関口座あるいは通信契約の有効性等が確認できない場合は、MCSを利用できません。
2. 前項に示す利用手順は提携医療機関等または提携薬局によって異なる場合があります。

### 第9条(MCS提供の中断)

1. 当社は、以下のいずれかの事由に該当する場合、MCSの全部または一部の提供を中断することができます。
  - (1)センターサーバの保守、工事および障害等でセンターサーバが機能しないとき
  - (2)提携医療機関等、提携薬局および通信に保る業者によるサービスの提供の中断により、MCSの提供を行うことが困難になったとき
  - (3)当社がMCSの全部または一部の提供を中断することが望ましいと判断したとき
2. 当社は、前項に基づきMCSの提供を中断したことにより会員等に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、本条第1項の規定によりMCSの全部または一部の提供を中断する場合は、予めその旨を当社が適当と判断する方法により会員等に告知します。ただし、緊急時等やむを得ない場合はこの限りではありません。
4. 当社は、MCSの全部または一部の提供を再開する場合、その旨を当社が適当と判断する方法により会員等に告知します。

### 第10条(MCSの終了)

1. 当社は、都合により、MCSを終了することがあり、MCSが終了された場合、本規約は当然に将来にわたって効力を失いますが、既になされたサービスに伴う権利義務関係やMCS運用のために保持している個人情報等の取り扱いについては、本規約失効後も有効に存続し、本規約に従って処理されるものとします。
2. 当社は、前項に基づきMCSを終了したことにより会員等に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、本条第1項の規定により、MCSを終了するときは、予めその旨を当社が適当と判断する方法により会員等に告知します。

### 第11条(利用限度額)

口座MCSでは原則として、予め会員等の利用限度額を制限しません。ただし、当社は必要に応じ会員等の利用限度額を設けることがあります。また、通信料合算MCSでは、各通信会社が会員等に利用限度額を設定することがあり、第8条第1項(3)に規定する利用手順において、利用限度額が不足する場合にMCSを利用できないことがあります。

### 第12条(サービス利用料他)

1. MCSを利用する際には、別途定めるサービス利用料、口座振替手数料あるいは通信料合算手数料が必要となります。
2. サービス利用料、口座振替手数料あるいは通信料合算手数料は、原則として正会員の負担とします。
3. 当社は経済情勢の変化等により、本規約およびその他の諸契約に基づきサービス利用料他を変更することがあります。この場合、予めその旨を当社が適当と判断する方法により会員等に告知します。

### 第13条(MCSの制限事項)

1. 会員等のMCS利用の際には、利用金額、権利、利用内容によっては当社の承認が必要になることがあります。この場合、会員等は、提携医療機関等または提携薬局が当社にMCS利用に関する照会を行うことを予め承諾するものとします。また、その際、当社が会員等本人の利用であることを確認することがあります。
2. 当社は、会員等のMCSの利用が適当でない判断した場合、または利用代金が所定の期日に支払われなかった場合は、MCSの利用を中断することができます。

### 第14条(債権譲渡の承諾)

1. MCSの提供にあたり、当社と提携医療機関等または提携薬局は、債権譲渡契約を締結し、当社が、提携医療機関等または提携薬局から、一部負担金等債権を買収受けます。会員等は、一部負担金等債権が提携医療機関等または提携薬局から当社に対して債権譲渡されることを予め異議なく承諾するものとします。
2. 会員等は、当社が必要と認めた場合、利用代金債権を当社が金融機関や弁済士法人等第三者に譲渡することを、または担保に供することを予め異議なく承諾するものとします。

### 第15条(債権収納代行の承諾)

MCSの提供にあたり、当社と提携医療機関等または提携薬局が、債権収納代行契約を締結し、当社が、提携医療機関等または提携薬局に代わって、一部負担金等債権の収納事務を行うことがあります。

会員等は、一部負担金等債権の収納事務を当社が行うことを予め異議なく承諾するものとします。

### 第16条(利用代金等支払い等)

1. 支払方法  
利用代金および本規約第12条第1項に規定する手数料(以下、「利用代金等」と総称します。)の支払方法は、口座振替、通信料と合算払い、その他別途定める方法による支払いとなります。
2. 支払回数  
利用代金等の支払回数は、原則として、1回払いのみとなります。
3. 利用条件等  
(1)口座MCSの支払いに利用できない金融機関口座は、正会員が利用登録申込時に申請したうえで当社が承認した金融機関口座に限り、登録完了後に、口座MCSの支払いに利用する金融機関口座を変更する場合は、正会員が、当社所定の方法により別途当社に申請し、当社が承認を得るものとします。  
(2)会員等は、利用代金等の支払いにおいて、当該金融機関口座あるいは通信会社との通信契約が有効である場合でも、当社の判断により、当該金融機関口座、通信料と合算払いを利用した支払いが認められない場合があることを予め承諾するものとします。
4. 支払い期日  
(1)口座MCSの利用に関わる利用代金等については、当社所定の期日に金融機関口座より引き落としがなされます。通信料合算MCSの利用に関わる利用代金等については、各通信会社と正会員との通信契約に従った決済期日となります。  
(2)複数の提携医療機関等または提携薬局でMCSを利用した場合であって、複数の提携医療機関等や提携薬局利用代金等につき同一月にMCSで支払う場合、複数の利用代金等は合算しての支払いとなります。その場合、口座MCSの支払いに利用する金融機関口座の通知は、合算された金額で行うの印字となります。
5. 振込み等での支払い  
会員等は、利用代金等の所定の期日の引落ができない場合等において、当社が指定する金融機関口座への振込み等、口座振替以外の方法で正会員に対して、利用代金等の支払いをお願いします場合があります。
6. 遅延損害金  
正会員が、所定の期日の支払いを遅延した場合は、その翌日から完済に至るまで、年14.6%の利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。
7. その他  
本支払方法等に関して、本規約に規定のない事項は、当該金融機関および通信会社の規約等に従うものとします。

### 第17条(債権未回収の場合の処理)

当社が提携医療機関等または提携薬局から譲渡を受けた一部負担金等債権につき、口座振替または通信料合算払いを利用した決済による回収ができなかった場合、当社と提携医療機関等または提携薬局との協議によってその回収方法(回収主体、回収金額等)を決定するものとします。正会員はその決定に従うものとします。

### 第18条(支払金等の充当順序)

正会員の当社に対する債務の支払いがその債務の全額に充たない場合には、支払金の債務への充当は、当社所定の順序により当社が行うものとします。

### 第19条(退会および会員資格の喪失等)

1. 正会員は、当社所定の方法により退会を申し出ることができます。ただし、当該正会員が当社に対して債務を有している場合、残債務全額を返済したときをもって退会となります。
2. 会員等は、次のいずれかに該当する場合、特に催告することなく当然に且つ直ちに会員資格を喪失、失効します。また、会員等は、退会資格喪失、失効後にMCSを利用した場合には、会員等は当社に対して当然に利用代金等の支払義務を負うものとします。
  - (1)会員等が当社に虚偽の申告をしたことが判明したとき
  - (2)会員等が本規約に違反したとき
  - (3)正会員の信用状態に重大な変化が生じたとき
  - (4)第3条第1項の前提条件を欠くに至ったとき
3. 前項の場合、当社から会員等への会員資格喪失、失効の通知の有無にかかわらず、当社は提携医療機関等および提携薬局に当該会員等の会員資格喪失、失効を通知することができるものとします。

### 第20条(免責事項)

1. 診療または調剤に係る一切の紛議については、会員等と提携医療機関等または提携薬局との間で解決するものとし、当社は、一切関与しないものとします。また、診療または調剤に係る一切の会員等の損害に対し、当社は、いかなる責任も負わないものとします。
2. 当社は、MCSの利用により発生した会員等の損害およびMCSを利用できなかったことにより発生した会員等または第三者の損害に対し、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。
3. 当社は、会員等が提携医療機関等または提携薬局のMCS端末を通じて送信した情報を当社が受領する場合や、およびその情報の同一性が保たれているか否かについては一切保証しないものとし、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社はいかなる責任も負わないものとします。
4. 当社は、MCS端末、その周辺機器、およびインストールされているソフトウェアの故障、不具合等により会員等がMCSを利用できない場合であっても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。
5. 当社は、診療券等の破損、不具合等により会員等がMCSを利用できない場合、いかなる責任も負わないものとします。
6. 当社は、MCSの機能追加、変更、部分改廃等により発生した会員等の損害に対し、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。
7. 当社は、会員等がMCSを利用するにあたり、会員等の個人情報の破損、漏出または損失について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。
8. 当社は、会員等が、故意または過失により虚偽の事実を届出たことにより発生した、当該会員等の損害について、いかなる責任も負わないものとします。

### 第21条(費用の負担)

会員等、登録を取り消したの、あるいは登録の権利を喪失、失効したものは、当社の請求に応じて償還に債務を支払う場合の金融機関等の振込手数料、本規約に基づく費用・手数料等によって課される消費税その他の公租公課、および債権の保全のために要した全ての費用を負担するものとします。

### 第22条(合意管轄裁判所)

会員等は、会員等と当社との間で訴訟が生じた場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

### 第23条(準拠法)

会員等と当社との諸契約に関する準拠法はすべて日本国法が適用されるものとします。

### 第24条(本規約およびその改定)

1. 本規約は、会員等と当社との一切の契約関係に適用されます。
2. 当社は、1日以上の予告期間において当社のホームページにおいて変更後の本規約の内容を周知することにより、いつでも本規約の内容を変更することができるものと、当該予告期間経過後は改定後の本規約の内容が適用されるものとします。なお、本規約と相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。
3. 将来本規約が改定され、当社がその内容を前項の方法により周知し、予告期間を経過した後に、会員等がMCSを利用した場合、当該改定内容を承諾したものとみなします。なお、最新の利用規約につきましては、当社のホームページにアクセスしていただくか、下記の「医療費あと払いお客さま窓口」へお問い合わせください。

#### 『付則』

本規約は、2022年10月1日から適用されます。

#### (当社ご相談窓口)

本サービスについてのお問い合わせ、届出事項の変更、ご相談および本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談は下記に連絡ください。  
株式会社メディカルファイナステクノロジーズ「医療費あと払いお客さま窓口」  
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-36F TEL. 0120-251-851

#### (診療内容、調剤内容等に関するご相談窓口)

診療または調剤を受けた提携医療機関等または提携薬局にお問い合わせ下さい。

#### (口座振替に関するお問い合わせ窓口)

口座振替指定の金融機関または収納企業等にお問い合わせ下さい。

※本規約と合わせて、「個人情報の取り扱いについて」を必ずご覧ください。

# 個人情報の取り扱いについて

## 第1条(個人情報の定義と範囲)

株式会社メディカルファイナステクノロジーズ(以下、「当社」といいます。)が収集、保管、利用する会員等に関する個人情報の定義と範囲は、以下のとおりとします。なお、以下で使用する用語は、別段の定めがない限り、「「医療費あと払いサービス」会員規約」に定めるところによるものとします。会員等は、当社が必要な保護措置を行ったうえで、個人情報を取り扱うことに同意します。

### (1)個人情報の定義

本文における個人情報とは、MCSを提供するにあたり会員等より取得した会員等の情報に関して(2)に定めたものをいい、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいいます。

### (2)個人情報の範囲

- ①会員等が、「医療費あと払いサービス」会員規約(以下「会員規約」といいます。)第3条第2項に基づく利用開始の申込時、会員規約第5条に基づく変更手続時および会員規約第18条第1項に基づく利用停止手続時に届出た以下の事項  
会員等の氏名、性別、生年月日、住所、連絡先(電話番号及びメールアドレス)、利用提携医療機関等名、診察券番号、金融機関口座情報
- ②MCSの利用日、利用提携医療機関等名または提携薬局名、一部負担金の金額の情報
- ③金融機関から提供される、口座の有効性情報
- ④通信会社から提供される、通信契約の有効性情報
- ⑤会員等からの委任に基づき提携医療機関等、提携薬局または保険者から提供される診療報酬明細書、介護報酬明細書、調剤報酬明細書に記載された情報

## 第2条(個人情報の利用目的)

当社が個人情報を取り扱う目的は、以下のとおりです。ただし、前条第2号⑤に定める個人情報の取り扱いは、本条第6号および第7号に定める目的に限定します。

- (1)当社が行う利用開始、利用停止の承認および会員登録手続、会員情報の変更手続、利用停止手続のため
- (2)MCS、付帯サービス等の提供、会員管理および会員との連絡のため
- (3)提携医療機関等または提携薬局から当社への一部負担金等債権の譲渡、当社から収納代行業者または金融機関への口座振替請求、当該提携医療機関等または当該提携薬局と当社、当社と金融機関の間での利用代金等の決済のため
- (4)マーケティング活動、商品開発のため
- (5)当社、提携医療機関等、または提携薬局の営業案内のため
- (6)提携医療機関等または提携薬局から当社への請求金額を照合するため
- (7)会員規約第14条第2項に定める利用代金債権の譲渡または当該利用代金を担保に供するため

## 第3条(個人情報の第三者提供への同意、個人情報の管理、受渡し方法および責任の所在)

1. 当社は、前条の目的を達成するために、提携医療機関等、提携薬局、利用代金の口座振替を行う金融機関、会員規約第6条の定めに基づき当社が業務提携もしくは業務委託を行う先および会員規約第14条第2項に定める金融機関等に対して、当社が保有する会員等の個人情報を提供するものであり、会員等は、この情報の提供につき予め同意するものとします。
2. 当社が取り扱う個人情報の管理、受渡し方法およびその責任の所在等は以下のとおりとし、当社は個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるよう努めます。

(1)当社が保有する個人情報(電子データおよび利用開始申込書等の書面)については、当社が当社所定の方法により、厳重に管理するものとします。

(2)当社、提携医療機関等、提携薬局、金融機関の間で当該個人情報の受け渡しを行う必要がある場合、電子データでの受け渡しは、オンラインもしくは電子媒体で行います。オンラインでの受け渡しの場合、当該電子データの管理責任の所在は、以下のとおりとします。

①MCS端末に入力された電子データで、未だセンターサーバに送信されていない電子データの管理責任の所在は、提携医療機関等または提携薬局とします。

②MCS端末から送信され、センターサーバへ正常に保存された電子データの管理責任の所在は当社とします。

③当社から金融機関へ送信され、正常に保存された電子データの管理責任の所在は、金融機関とします。

(3)電子媒体および預金口座振替依頼書等の書類は、当社指定の運送会社を利用して搬送します。このときの管理責任の所在は、以下のとおりとします。

①荷送人が当社指定の運送会社へ引渡すまでは、荷送人

②当社指定の運送会社が荷送人から引取り、荷受人が受領するまでは、運送会社

③当社指定の運送会社から荷受人が受領した後は、荷受人

(4)当社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託します。ただし、この場合当社は書面により受託先に対して、本条柱書によって当社が負うのと同等の秘密保持上の義務を負わせるものとし、預託した個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行うよう努めます。

## 第4条(個人情報の開示)

1. 当社は、会員等本人から、当該本人が識別される保有個人情報の開示(当該本人が識別される保有個人情報が存在しないときにその旨を知らせることも含みます。)を求められた時は、その本人に対して、諸法令に従い遅滞なく当該保有個人情報を開示します。なお、開示請求は、本文末尾に記載の当社相談窓口で、当社所定の方法に従って受け付けるものとします。
2. 当社は、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部または一部を開示しないことがあります。  
(1)本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合  
(2)当社の業務の適正な実施に著しく支障を及ぼすおそれがある場合  
(3)他の諸法令に違反することとなる場合
3. 当社は、開示を求められた保有個人情報の全部または一部について開示しない旨の決定をしたときは、会員等本人に対して、当社所定の方法にて遅滞なくその旨を通知します。
4. 会員等本人が、本条第1項の開示請求を行う場合、当社所定の手数料を負担するものとします。

## 第5条(個人情報の訂正等)

1. 当社は、会員等本人から、保有個人情報の内容が事実ではないという理由によって当該保有個人情報の内容の訂正、追加または削除(以下「訂正等」といいます。)を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の諸法令により特別の手続が定められている場合を除き、第2条に定めた利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人情報の内容の訂正等を行います。なお、訂正等の請求は、本文末尾に記載の当社相談窓口で、当社所定の方法に従って受け付けるものとします。
2. 当社は、前項に基づき求められた保有個人情報の内容の全部または一部について訂正等を行った時または訂正等を行わない旨を決定した時は、会員等本人に対して本人に対して遅滞なくその旨(訂正を行ったときはその内容も含みます。)を当社所定の方法にて通知します。

## 第6条(個人情報の利用停止等)

1. 当社は、会員等本人から、保有個人情報が第2条の規定に違反して取り扱われているという理由または適正かつ適法ではない方法により取得されたものであるという理由によって、当該保有個人情報の利用の停止消去または第三者への提供の停止(以下、「利用停止等」といいます。)を求められた場合であって、その求めに理由があると判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人情報の利用停止等を行います。なお、利用停止等の請求は、本文末尾に記載の当社相談窓口で、当社所定の方法に従って受け付けるものとします。ただし、当該保有個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合には、利用停止等の措置に代えて、本人の権利利益を保護するための他の代償的措置を取ることがあります。
2. 当社は、前項に基づき求められた保有個人情報の全部または一部について利用停止等について、利用停止等を行った時または利用停止等を行わない旨を決定した時は、会員等本人に対して遅滞なくその旨を当社所定の方法にて通知します。

## 第7条(個人情報の取り扱いに関する不同意)

当社は、会員等が利用開始の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本文に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、利用開始および利用をお断りすることや、利用停止の手続きをとることがあります。

## 第8条(利用開始申し込みの事実の利用)

当社が利用開始を承認しない場合であっても利用開始申し込みをした事実は、承認をしない理由の如何を問わず、第2条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

## 第9条(個人情報保護管理者)

当社において個人情報保護を推進する管理責任者は、以下のとおりです。  
管理部長 TEL.03-3237-3060

## 『付則』

本文は、2022年10月1日から適用されます。

## 〈当社ご相談窓口〉

本サービスについてのお問い合わせ、ご相談および本「個人情報の取り扱いについて」に関するお申し出、お問い合わせ、ご相談は下記にご連絡ください。  
株式会社メディカルファイナステクノロジーズ

「医療費あと払いお客さま窓口」

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-3-6F TEL. 0120-515-851

(MCS-05-20221001)

# 口座振替「医療費あと払いサービス」申込書

私は、別紙の「医療費あと払いサービス」会員規約および「個人情報の取り扱いについて」を確認のうえ、下記のとおり利用を申し込みます。

医療機関  
記入欄

医療機関名 **※必須** 訪問眼科こうのクリニック

患者番号 **※必須**

**枠内** を全てご記入ください。

一部の旧字体等は代替文字での登録になりますのでご了承ください。  
※表示できない漢字例：吉、廣、禮、橋など

## ① 利用者（患者）

申込日 20 年 月 日

フリガナ (セイ)	(メイ)	性別
名前		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
住所	〒 [ ] - [ ] 都道府県 建物名など その他	
生年月日	西暦 年 月 日	電話番号 [ ] - [ ]

個人情報の取り扱いに同意します。 **※詳細は別紙をご確認ください**  はい  いいえ

## ② 利用者以外の連絡先

フリガナ (セイ)	(メイ)	続柄
名前		
住所	〒 [ ] - [ ] 都道府県 建物名など その他	
生年月日	西暦 年 月 日	電話番号 [ ] - [ ]

下記どちらかに必ずチェックをお願いします。(記入がない場合は①に送付します)

書類送付先

① 利用者（患者）

② 利用者以外の連絡先

収納企業名	三菱UFJファクター株式会社(収納代行会社)	顧客番号		委託者番号	66050		
0 0 0 0 0 0		0 0 0 0		委任者名	株式会社メディカルファイナンステクノロジーズ		
預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(④・⑤)							
(集金代行)私(預金者)は、三菱UFJファクター株式会社から請求された金額を、私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うことにしたいので、預金口座振替規定を確認のうえ依頼します。							
金融機関コード		支店コード		振替日	毎月27日(休業日の場合はその翌営業日)	通番	返

ご希望の金融機関と口座名義人をご記入の上、お届け印(通帳印)を押印ください。  
なお訂正箇所には、お届け印にて訂正印を押印ください。 **※修正テープ等使用不可**

**※太枠内に正確にご記入ください。**

フリガナ	(姓)	(名)	お届け印
口座名義人			

印鑑が不鮮明ですと再処理になりますのでご注意ください。↑

いずれか一方にご記入ください

ゆうちょ銀行以外	の金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協	支店 出張所	御中
預金種目	1・普通 2・当座	口座番号		

ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別コード	記号	6桁目がある場合は※欄にご記入ください	番号	右からつめてご記入ください
	1 6 6	3 0	1	0		
	払込先口座番号	00140-9-654553	払込先加入者名	三菱UFJファクター株式会社		
	収納依頼企業名	株式会社メディカルファイナンステクノロジーズ	払込日	毎月27日(休業日の場合はその翌営業日)		

預金口座振替規定 **※ゆうちょ銀行を除く。**

- 銀行、金庫、組合等（以下銀行という）に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の提出はししません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行はこの契約を終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、銀行の責めによる場合を除き、銀行には迷惑をかけません。  
\*ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

⑤ ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

取り扱い金融機関	1 印鑑相違	4 預金名義人相違	7 支店名相違
三菱UFJファクター	2 口座番号相違	5 預金種目相違	8 該当口座なし
	3 預金取引なし	6 印鑑不鮮明	9 その他( )

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、上記該当箇所に○印をつけて三菱UFJファクター株式会社(ワイドネット)へご返送ください。

〒206-8790

日本郵便株式会社 多摩郵便局 郵便私書箱第29号

三菱UFJファクター株式会社

TEL 03-3251-8091

検印	印鑑照合
----	------

取 扱 店 日 附 印

## 申込書ご記入例

別紙「医療費あと払いサービス」申込書に必要事項をご記入の上、医療機関・薬局担当者にお渡しください。

枠内 を全てご記入ください。

ご利用者(患者)		お申込日	2021年 1月 10日
フリガナ	トウキョウ カズ オ		
お名前	東京 一男	男・女	
フリガナ	〒102-0093 トウキョウトチヨダクヒラカワチョウ		
ご住所	東京都千代田区平河町2-7-3		
生年月日	大正 昭和・平成・令和・西暦	30年 6月 1日	
電話番号	ご自宅など施設以外のお電話番号をご記入ください	03 - 1234 - 5678	
個人情報の取り扱いに同意します。 ※詳細は別紙をご確認ください			
はい・いいえ			

別紙「個人情報の取り扱いについて」をお読みの上、ご記入ください

### ご利用者以外の方のご連絡先

フリガナ	トウキョウ ハナコ	同意者印	ご利用者との続柄	電話番号
お名前	東京 花子		子	090-1234-5678
フリガナ	〒102-0093 トウキョウトチヨダクヒラカワチョウ	生年月日 ※任意		
ご住所	東京都千代田区平河町5-1	大 昭和・平・令・西暦		
60年 4月 1日				

下記どちらかに必ずチェックをお願いします。(記入がない場合は①に送付します)

書類送付先  ①ご利用者住所  ②ご利用者以外の方の住所

ご希望の金融機関と口座名義人をご記入の上、お届け印(通帳印)を押印ください。なお訂正箇所には、お届け印にて訂正印を押印ください。 ※修正テープ等不可

お届け印ははっきりと押してください  
不鮮明な場合、枠外にも押印ください。

※お選びいただいた口座の名義人を通帳の通り自署してください

フリガナ	トウキョウ カズ オ
口座名義人	(姓) 東京 (名) 一男



印鑑が不鮮明ですと再処理になりますのでご注意ください↑

どちらかを選んでご記入ください

ゆうちょ銀行以外	千代田	銀行	平河町	支店	御中
		信用金庫 信用組合 農協		出張所	
預金種目	①・普通	2・当座	口座番号	1 2 3 4 5 6 7	

ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別コード	記号	6桁目がある場合は ※欄にご記入ください	番号	右からつめてご記入ください
	1 6 6	3 0	1	0		
	払込先口座番号	09145-554552	株式会社メテ			
	収納依頼企業名	株式会社メテ	ゆうちょ銀行はこちらへご記入ください			

## 口座情報(右ページ)訂正時のご注意

- 修正テープ・修正液は使用不可です。二重線を引き、お届け印にて訂正印を押印ください。
- お届け印不明で複数の印で提出をされる場合は、複数枚に分けて申込書をご記入ください。

書類の送付先をどちらかお選びください